三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第千九百九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県関市洞戸大野字大東六〇七の一、六〇八の一、六二一、六二二の二、字先ケ洞一〇五七の二、一〇五八の一、一〇五九、一〇六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第千九百十号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町岩瀬字水洞五六二、字上ヘ棚五六五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第千九百十一号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町戸部字上荒島三九一二の二、三九一三、字下荒島四〇六七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第千九百十二号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市明宝畑佐字江古瀬一〇三三の五六、一〇三三の七五、一〇三三の七六、一〇三三の九二から一〇三三の九六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第千九百十三号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町剣字矢田平二〇二七の二、二〇三一、字明所平二〇五〇の六、二〇五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第千九百十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町祖師野字高洞一〇五一、一〇五二、一〇五三の一、一〇五三の二、一〇五四、一〇五五、一〇五六の一から一〇五六の四まで、一〇五七、一〇五八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第千九百十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市浜玉町平原字柳原甲三一八三の一、七山池原字山中甲三一三四の四六、甲三一八四、甲三一八五、甲三一一五の八一、七山荒川字登立九六四の一、相知町千束字本川内二三六六の三、厳木町平之字太道二四三四の一、二四三五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字本川内二三六六の三、字太道二四三四の一、二四三五の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)